明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令及び検疫法施行令の一部を改正する政令（四一）　一
〔省　令〕
○検疫法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一五）　二

本号で公布された法令のあらまし

◇**感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令及び検疫法施行令の一部を改正する政令**（政令第四一号）（厚生労働省）

一　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部改正関係

ジカウイルス感染症を四類感染症に追加することとした。（第一条の二関係）

二　検疫法施行令の一部改正関係

1　ジカウイルス感染症を検疫感染症に追加することとした。（第一条関係）

2　ジカウイルス感染症の病原体の有無に関する検査に係る手数料の額を定めることとした。（別表第二関係）

三　この政令は、公布の日から起算して一〇日を経過した日から施行することとした。

政令

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令及び検疫法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十八年二月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四十一号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令及び検疫法施行令の一部を改正する政令

内閣は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第五項第十一号並びに検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第二条第三号及び第二十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部改正）

第一条　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中第三十三号を第三十四号とし、第九号から第三十二号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九　ジカウイルス感染症

（検疫法施行令の一部改正）

第二条　検疫法施行令（昭和二十六年政令第三百七十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「感染症は」の下に「、ジカウイルス感染症」を加える。

別表第二人又は貨物に対する検疫感染症の病原体の有無に関する検査の項中

新型インフルエンザ等感染症	一件につき　四、一〇〇円

を

新型インフルエンザ等感染症 ジカウイルス感染症	一件につき　四、一〇〇円 一件につき　二、四〇〇円

に改める。

附　則

この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣　安倍　晋三